所管課(室)名

政

務

自然環境課

福祉保健課

漁業振興課

漁港漁場課 道路維持課

教育環境整備課

経 営 支 援 課

農業イノベーション推進室

農村整備課 建設企画課

//

課

財

税

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





目 次

◎告示

- ・収納代理金融機関の指定の一部改正
- ・令和6年能登半島地震による県税の申告等に関する期限の延長に係る期日の指定
- ・鳥獣保護区の存続期間の更新 (9件)
- 島獣保護区域内の特別保護地区の指定
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止
- ・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生(2件)
- ・公有水面埋立ての竣功認可
- 道路の区域変更
- ・指定公金事務取扱者の指定(2件)

◎公告

- ・大規模小売店舗の変更事項届出(2件)
- ・肥料登録の有効期間の更新
- ・換地計画の決定(2件)
- ・測量の実施(2件)
- ・測量の終了

◎ 教育長公告

・長崎県立学校教員採用特別選考試験の実施

◎ 雑報

・公募型プロポーザルの実施

高 校 教 育 課

長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第518号

収納代理金融機関の指定(昭和43年長崎県告示第197号)の一部を次のように改正し、令和7年11月22日から 適用する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

改正前

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第4項 の規定に基づき、指定金融機関の取り扱う県公金の収納の事 | の規定に基づき、指定金融機関の取り扱う県公金の収納の事 務の一部を取り扱わせる金融機関として、次のとおり指定す|務の一部を取り扱わせる金融機関として、次のとおり指定す

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第168条第4項

— 1359 —

1) 略		(1) 略	
	T. T. Me Mir Lin	- ' '	I I Ne Me Im
九州ひぜん信用金庫	本店営業部	九州ひぜん信用金庫	本店営業部
	大町支店		大町支店
	白石支店		白石支店
	嬉野支店		嬉野支店
	鹿島支店		鹿島支店
	北方支店		北方支店
	山内支店		山内支店
	佐世保営業部		佐世保営業部
	本島支店		本島支店
	大宮支店		大宮支店
			<u>俵町支店</u>
	大野支店		大野支店
	早岐支店		早岐支店
	相浦支店		相浦支店
	大村支店		大村支店
	竹松支店		竹松支店
	諫早支店		諫早支店
略		略	
		 (2) 略	

長崎県告示第519号

長崎県税条例(昭和47年長崎県条例第7号)第5条第2項の規定により、令和6年能登半島地震による県税の申告等に関する期限の延長(令和6年長崎県告示第67号)において定める別に告示で定める日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、令和7年10月31日とする。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

石川県

輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び能登町

長崎県告示第520号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第 7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準 用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

大村公園鳥獣保護区

2 区域

長崎県大村市片町所在、一般国道34号と市道20119号幸町1号線との交点を起点とし、同所から同国道を南に進み市道20093号大村公園線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み玖島橋を経て海岸線(最大干潮時において陸地化する部分を含む。以下、海岸線について同じ。)に至り、同海岸線を南西から北東に迂回して進み市道20119号幸町1号線との交点に至り、同所から同市道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで(20年間)

- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、大村市玖島にある玖島城址を含む都市公園大村公園区域で、国指定天然記念物である二段咲きのオオムラザクラをはじめとする桜の名所として、市民の憩いの場となっている。また、野鳥の生息密度も高い。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- (3) 鳥獣保護区の管理方針
 - ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖 状況の把握に努める。
 - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、大 村市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
 - ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、大村市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第521号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第 7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準 用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

諏訪の森鳥獣保護区

2 区域

長崎県長崎市立山1丁目1番1号所在、長崎歴史文化博物館敷地の南端を起点とし、同所から市道に沿って 北に進み、長崎歴史文化博物館敷地北端に至り、同所からの取付歩道を北東に進み、諏訪神社周回道路との交 点に至り、同所から同周回道路を北東に進み、市立長崎中学校の敷地境界線に至り、同所から同境界線を北か ら東に迂回して進み、諏訪神社周回道路との交点に至り、同所から同周回道路を南西に進み、松森神社に至る 歩道との交点に至り、同所から同歩道を南東から南西に迂回して進み、諏訪神社敷地境界線との交点に至り、 同所から同境界線を北東に進み、同神社踊馬場の東端に至り、同所から南西に進み、市立長崎公園敷地境界線 との交点に至り、同所から同境界線を南西に進み、長崎歴史文化博物館敷地東端に至り、同所から市道を南西 から北東に迂回して進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで(20年間)

- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、諏訪神社や長崎公園を含む諏訪の杜を中心とする地域で、市中心部にあってマキやクスノキの巨木がいくつかあり、アラカシ、イチイガシ、バクチノキ、ホルトノキ、クロガネモチ、ヤマモモ、ヤマモガシ、ハマセンダン等多様な樹種が見られる。また、園内には池があり、区域内ではメジロ、ホオジロ、シジュウカラ、ヒヨドリ、キジバト、ウグイス等の野鳥が見られ、市民の憩いの場として利用されている。このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- (3) 鳥獣保護区の管理方針
 - ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖 状況の把握に努める。
 - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、長 崎市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
 - ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、長崎市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第522号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第 7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準 用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

万助山鳥獣保護区

2 区域

長崎県西海市大瀬戸町雪浦河通郷所在、一般県道扇山公園線と市道古田線との交点を起点とし、同所から同一般県道を東に迂回して南に進み作業道との交点に至り、同所から同作業道を南に進み、河通川との交点に至り、同所から同川を西に進み、林道河通線との交点に至り、同所から同林道を西に進み、市道古田線との交点に至り、同市道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで(10年間)

- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分 森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、標高300~400mの森林地帯で、ヒノキ等の造林地のほか、シイ、カシの萌芽林も多く、林内には渓流が流れている。確認される鳥類として、留鳥ではキジバト、ホオジロ、メジロ、ウグイス、エナガ、ヤマガラ、フクロウ、キセキレイ、カワラヒワ等の生息密度が高い。また、渡りの時期にはオオルリ、コサメビタキ、キビタキ、センダイムシクイ、ヒヨドリ、シロハラ等が見られる。獣類はイノシシ、ノウサギ、タヌキ等が生息している。当該区域は、西彼杵半島の中でも、良好な野生鳥獣の生息地の一つである。このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖 状況の把握に努める。

- イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、西 海市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、西海市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第523号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

南串島鳥獣保護区

2 区域

長崎県西海市所在、一般国道202号と市道七釜線の起点との交点を起点として、同市道を南へ進み、同市西海町と同市大瀬戸町の町境との交点に至り、同所から同町境を西から南に進み、一般国道202号に架設された柳橋に至り、同所から南串島の海岸線(最大干潮時において陸地化する部分を含む。)を北上し、南串島の最北端に至り、同所から市道江川線の終点を見越した線を北に進み、同市道の終点を南東に進み、市道草住野口線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み、一般国道202号との交点に至り、同国道を南東に進み、市道南小線との交点に至り、同市道を南東に進み、同市道の終点と一般国道202号の交点に至り、同国道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで(20年間)

- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、西彼杵半島と橋梁で結ばれた南串島でメジロ、ウグイス、ホオジロ、キジバト、シジュウカラ等森林性の野鳥が高密度で生息している。また、南串島と西彼杵半島との間の海域には2つの河川が流れ込み、河口部には小規模な干潟も発達しており、コサギやアオサギ等のサギ類のほか、カワセミやミサゴ等の魚食性の鳥も通年姿を見せる。春、秋の渡りのシーズンにはシギ、チドリ類が渡来するとともに、冬場はオシドリ、カルガモ等カモ類の格好の休息地となっている。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- (3) 鳥獣保護区の管理方針
 - ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖 状況の把握に努める。
 - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、西 海市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
 - ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、西海市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第524号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第 7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準 用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

赤島・大板部島・小板部島鳥獣保護区

2 区域

長崎県五島市赤島、大板部島、小板部島一円(最大干潮時において陸地化する部分を含む)

3 存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで(20年間)

- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、福江島沖合の赤島、大板部島、小板部島の3島からなり、3島は起伏の極めて少ない平地という特色ある地形を有している。南1.5kmにある黄島同様、国指定天然記念物のカラスバト等が生息し、また、東シナ海を渡る旅鳥の中継地としても重要な島である。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- (3) 鳥獣保護区の管理方針
 - ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖 状況の把握に努める。
 - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、五 島市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
 - ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、五島市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第525号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第 7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準 用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

山王山鳥獣保護区

2 区域

長崎県南松浦郡新上五島町高仏において一般国道384号が旧上五島町と旧若松町の境界と接する地点を起点とし、同所から同境界を東から南東に迂回して進み、旧若松町、旧有川町及び旧上五島町の3町の境界が接する地点に至り、同所から旧若松町と旧有川町の境界を南から東、更に南に迂回して進み、同所から町道梼ノ木1号線の終点に通じる里道と交わる地点に至り、同所から同里道を南西に進み、町道梼ノ木1号線の終点に至り、同所から同町道を南西に進み、一般国道384号との交点に至り、同所から同国道を北西に進み、町道中通3号線との交点に至り、同町道を北西から北東に迂回して進み、一般国道384号との交点に至り、同国道を北西に進み、町道元倉高仏線との交点に至り、同町道を北西に進み、一般国道384号との交点に至り、同国道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで(10年間)

- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、五島列島の中通島に位置し、標高439mの山王山の南側及び西側の斜面を中心とする地域で、 植林のほか、シイ、カシの萌芽林、山頂部にはアカガシが優占する自然林が残存する森林地帯である。確認 される鳥類として、メジロ、ホオジロ、ウグイス等が多く見られる。また、キセキレイやカワセミ等河川に 生息する鳥類も多く、度々休息目的の旅鳥や迷鳥も見られる。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- (3) 鳥獣保護区の管理方針
 - ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖 状況の把握に努める。
 - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、新 上五島町、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
 - ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、新上五島町や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第526号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

印通寺鳥獣保護区

2 区域

長崎県壱岐市石田町石田西触所在、一般国道382号と市道白水線との交点を起点とし、同所から同市道を南東に進み、主要地方道勝本石田線との交点に至り、同所から同主要地方道を南に進み、一般国道382号との交点に至り、同所から同国道を西から北に迂回して進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで(20年間)

- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、壱岐島の南東部にあり、石田町の印通寺港に面した区域で、区域内には石田中学校、隣接地には石田小学校があり、ヒヨドリ、キジバト、コジュケイ、ホオジロ等の身近な野鳥の生息地となっている。

報

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- (3) 鳥獣保護区の管理方針
 - ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖 状況の把握に努める。
 - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、壱 岐市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
 - ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、壱岐市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第527号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第 7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準 用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

島山島鳥獣保護区

2 区域

長崎県対馬市美津島町島山島一円(最大干潮時において陸地化する部分を含む)

3 存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで(20年間)

- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、浅茅湾のほぼ中央に位置し、対馬を構成する島のうち三番目に大きな島である。植生はナラ、シイ、カシ等の広葉樹のなかにスギ、ヒノキの人工林が点在するものである。鳥類としては、メジロ、ウグイス、ホオジロ等が高密度に繁殖するほか、コウライキジ、シジュウカラ、ヤマガラ、ヒヨドリ等が生息し、3月頃にはヤツガシラの姿も見られる。獣類としては、ツシマヤマネコ、ツシマテン、ニホンジカ等が生息している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

- (3) 鳥獣保護区の管理方針
 - ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖 状況の把握に努める。
 - イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、対 馬市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
 - ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、対馬市や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第528号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第28条第 7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定において準 用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

黒島鳥獣保護区

2 区域

長崎県対馬市美津島町黒島一円(最大干潮時において陸地化する部分を含む)

3 存続期間

令和7年11月1日から令和27年10月31日まで(20年間)

- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、対馬中央部女護島に架かる万関橋より東、三浦湾に位置し、東西2.5km、南北1.4kmの島で、その大部分が海食崖に囲まれている。植生は、島の中央部においてはスダジイ林、海岸斜面ではクロマツに加え、塩地性砂浜草本類、崖地性植物群が一部で見られる。鳥類としては、メジロ、ウグイス、ホオジロ、シジュウカラ、ヤマガラ、キジバト等の森林性の鳥類、海岸の崖地付近ではサギ類、カモメ類、ミサゴ、イソヒヨドリ等の海洋性の鳥類が生息する。また、国指定天然記念物であるカラスバトやウチヤマセンニュウが繁殖している。

このため、当該区域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、法第28条第1項に規定する鳥獣保護区に引き続き指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

(3) 鳥獣保護区の管理方針

ア 関係者による可能な範囲での巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖 状況の把握に努める。

イ 特に島の周囲海岸線等において鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息 への影響を防止するために、対馬市、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

長崎県告示第529号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第 1 項の規定に基づき、山王山鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定するので、同条第4項の規定において準用する法第15条第2項の規定により公示する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 名称

山王山特別保護地区

2 区域

長崎県南松浦郡新上五島町所在、山王山鳥獣保護区のうち、山王山山頂を起点とし、同所から旧若松町と旧上五島町の境界を南東に約250m進み、同所から南下する稜線を南に進み、林道佐ノ原線に至り、同所から同林道を北に進み、同林道から山王山山頂を東に見通す地点に至り、同所から山王山山頂に通じる山道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

令和7年11月1日から令和17年10月31日まで(10年間)

- 4 特別保護地区の保護に関する指針
 - (1) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、五島列島の中通島に位置する標高439mの山王山の南側及び西側の斜面を中心とする区域で、

五島列島では数少ない自然林が残存し、特に山頂部にはアカガシが優占する自然林が見られる。区域内では、メジロ、ウグイス、ホオジロ等が高密度に繁殖するほか、ヒヨドリ、キジバト、国指定天然記念物であるカラスバト等の生息も見られる。また、東シナ海を南下、北上する渡り鳥の中継地点となっており、度々ヤツガシラ等の旅鳥の姿が確認されている。

以上のとおり、当該区域は、鳥獣の生息・繁殖地として山王山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 特別保護地区の管理方針

- ア 鳥獣保護管理員や職員による巡視及び有識者へのヒアリング等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖 状況の把握に努める。
- イ 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、新 上五島町、地元団体、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- ウ 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、鳥獣保護管理員や職員による巡視に努めるととも に、傷病鳥獣の救護を含め、新上五島町や関係機関との連携を図りその対応に当たる。

長崎県告示第530号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開 設 者	所 在 地	指定年月日	有効期間
ひよこ薬局	有限会社ミヤハラメディカル 代表取締役 宮原 敏郎	長崎県島原市上の町917	令和7年5月1日	令和13年4月30日
立石産婦人科医院	立石 由紀子	長崎県諫早市栄町7-6	令和7年5月16日	令和13年5月15日
みちこくりにっく	高橋 美智子	長崎県諫早市福田町2367 -1	令和7年5月20日	令和13年5月19日
医療法人 わたなべ耳 鼻咽喉科医院	医療法人 わたなべ耳鼻咽喉 科医院 理事長 渡邊 敬	長崎県大村市杭出津2丁 目579番地8	令和7年5月1日	令和13年4月30日
医療法人 英恵会 川田整形外科	医療法人 英恵会 理事長 川田 英人	長崎県大村市小路口町 249番地1	令和7年5月1日	令和13年4月30日
大坂歯科医院	大坂 由人	長崎県大村市玖島1丁目 49-41	令和7年5月1日	令和13年4月30日
東島医院	医療法人東島医院 理事長 東島 英孝	長崎県対馬市厳原町今屋 敷697番地	令和7年5月1日	令和13年4月30日
ひさた歯科医院	久田 剛士	長崎県壱岐市郷ノ浦町柳 田触114番地	令和7年5月1日	令和13年4月30日
社会医療法人健友会 五島ふれあい診療所	社会医療法人健友会 理事長 宮崎 幸哉	長崎県五島市三尾野2丁 目1-29	令和7年5月1日	令和13年4月30日
医療法人 みどりが丘 クリニック	医療法人みどりが丘クリニッ ク 理事長 河村 朱美	長崎県五島市木場町570- 4	令和7年5月1日	令和13年4月30日
医療法人 浦口医院	医療法人 浦口医院 理事長 浦口 貴	長崎県西海市大瀬戸町瀬 戸樫浦郷163番地	令和7年5月1日	令和13年4月30日

医療法人 草野会 く さの循環器内科	医療法人 草野会 理事長 草野 茂	長崎県雲仙市千々石町戊605番地	令和7年5月1日	令和13年4月30日
医療法人 城代歯科医院	医療法人城代歯科医院 理事 長 城代 博明	長崎県雲仙市千々石町丁 480番地	令和7年5月1日	令和13年4月30日
亀山薬局並木通り店	株式会社 亀山薬局 代表取 締役 亀山 貴康	長崎県南島原市西有家町 須川1666-3	令和7年5月10日	令和13年5月9日
おがわ眼科クリニック	医療法人 おがわ眼科クリ ニック 理事長 小川 月彦	長崎県西彼杵郡時津町西時津郷181番地6	令和7年5月1日	令和13年4月30日
もりハートクリニック	医療法人 秀和会 理事長 森 秀樹	長崎県西彼杵郡時津町浜田郷字冬切38番地3	令和7年5月1日	令和13年4月30日
小松ふれあい薬局	小松 正博	長崎県東彼杵郡川棚町下 組郷380-1	令和7年5月1日	令和13年4月30日
澤田歯科医院	澤田邦久	長崎県諫早市福田町38- 45	令和7年5月1日	令和13年4月30日
サンドラッグ諫早薬局	株式会社 サンドラッグ 代 表取締役 貞方 宏司	長崎県諫早市永昌町11- 16	令和7年5月1日	令和13年4月30日
原田薬局西栄田店	株式会社 健聖舎 代表取締 役 原田 聖子	長崎県諫早市西栄田町662-5	令和7年4月1日	令和13年3月31日
医療法人 田川小児科	医療法人 田川小児科 理事長 田川 正人	長崎県大村市東本町542	令和7年3月29日	令和13年3月28日
大島ながたクリニック	医療法人 西海メディケアブ リッジ 理事長 永田 純一	長崎県西海市大島町1895 番地3	令和7年4月1日	令和13年3月31日
はくあい堂東そのぎイ ンター薬局	博愛堂ファーマシー株式会社 代表取締役 水田 晋一朗	長崎県東彼杵郡東彼杵町 彼杵宿郷420-1	令和7年5月1日	令和13年4月30日
訪問看護ステーション フォレスト	合同会社Forest 代表社員 森塚 倫也	長崎県南島原市布津町乙 1882番地1	令和7年4月1日	令和13年3月31日
医療法人 いその産婦 人科	医療法人 いその産婦人科 理事長 磯野 潔	長崎県南島原市西有家町 須川1792番地	令和4年5月1日	令和10年4月30日

長崎県告示第531号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

医療機関名	開設者	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団 本多歯科クリニック	医療法人社団本多歯科クリ ニック 理事長 本多 英 美	長崎県諫早市福田町38-45	令和7年3月31日
小嶺歯科診療所	小嶺 展希	長崎県諫早市多良見町化屋字浜田1813	令和7年3月31日

原田薬局西栄田店	合資会社原田商店 代表社 員 原田 聖子	長崎県諫早市西栄田町662-5	令和7年3月31日
田川小児科	田川 正人	長崎県大村市東本町542番地	令和7年3月28日
大島ながたクリニック	永田 純一	長崎県西海市大島町1895-3	令和7年3月31日
山口耳鼻咽喉科医院	山口 慶治	長崎県大村市東本町348	令和7年4月30日
吉田内科クリニック	吉田 俊二郎	長崎県大村市本町436-16	令和7年5月31日

長崎県告示第532号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

上対馬町加入区

長崎県告示第533号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区 について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

加入区

瑞穂加入区

長崎県告示第534号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可 した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可年月日 令和7年10月24日
- 2 埋立ての竣功認可を受けた者の住所氏名

名 称 長崎県

所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者氏名 長崎県知事 大石 賢吾

代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

- 3 埋立ての区域
 - (1) 位 置 長崎県南松浦郡新上五島町奈摩郷字頭崎1007番2から同町奈摩郷字椎木山1128番4を経て同町奈 摩郷字干鰯場1402番14に至る間の地先
 - (2) 区 域 省略(閲覧図書のとおり)
 - (3) 面 積 5,302.59平方メートル
- 4 埋立地の用途

道路用地

5 埋立免許年月日及び番号

令和2年3月26日付け長崎県指令31漁港許第6号

6 閲覧場所

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1 新上五島町役場

長崎県告示第535号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道 路 線 名 奥ノ平時津線 道路の区域

	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
長崎市西海町字有道971番1地先から	前	13.5~30.7	161.2	
長崎市西海町字後谷1341番3地先まで	後	9.6~16.2	161.2	

長崎県告示第536号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託事務

長崎県立諫早農業高等学校において生産された、5に掲げる生産物等の販売に係る収入金の収納事務

- 2 受託者の所在地及び名称 長崎県諫早市幸町7-27 チャレンジド人財センター
- 3 指定公金事務取扱者の指定日 令和7年8月31日
- 4 委託年月日 令和7年9月1日
- 5 生産物等の種類 花き等
- 6 委託期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

長崎県告示第537号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定 し、公金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 委託事務

長崎県立西彼農業高等学校において生産された、4に掲げる生産物等の販売に係る収入金の収納事務

2 受託者の所在地及び名称

長崎県長崎市琴海形上町1番地1

きんかい味彩市

- 3 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日 令和7年4月1日
- 4 生産物等の種類 野菜等
- 5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ諫早 長崎県諫早市久山町1270番地1 ほか3筆
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所 オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮
 - 東京都港区浜松町二丁目4番1号
 - (3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (4) 変更の年月日令和7年3月1日ほか
- 2 届出年月日

令和7年10月7日

- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー(県庁1階県政資料閲覧エリア内)、諫早市経済交流部商工観光課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 キャロットガーデン大村 長崎県大村市富の原二丁目700番2 ほか14筆
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 今枝 哲郎 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(4) 変更の年月日 令和7年6月25日

2 届出年月日

令和7年10月7日

- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー(県庁1階県政資料閲覧エリア内)、大村市商工観光部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

肥料登録の有効期間の更新(公告)

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録 年月日	登録の 有効期間
長崎県肥 第643号	魚廃物加工肥料	海の芽ぐみ 602号	窒素全量 6.0% りん酸全量 2.0%	佐賀県佐賀市巨勢町 東西276番地3	大日興産株式会社 代表取締役 大倉 一夫	平成19年 11月7日	令和7年 11月7日 から 令和10年 11月6日

換地計画の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営農山漁村地域整備交付金農地整備事業(経営体育成型)久賀地区(大開工区)につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6か月以内(上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し て6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起する ことができる。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営農山漁村地域整備交付金農地整備事業(経営体育成型)久賀地区(大開工区)換地計画書

2 縦覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月25日まで

3 縦覧場所

五島市役所農林課

換地計画の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営農山漁村地域整備交付金農地整備事業(経営体育成型)久賀地区(市小木2工区)につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満 ての日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営農山漁村地域整備交付金農地整備事業(経営体育成型)久賀地区(市小木2工区)換地計画書

2 縦覧期間

令和7年10月24日から令和7年11月25日まで

3 縦覧場所

五島市役所農林課

測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量(基準点測量)を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

	地	域	期	間
五島市玉之浦町布浦			令和7年10月 令和8年1月	

測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県島原振興局長から公共測量(基準点測量)を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

	地	域	期間
雲仙市国見町			令和7年10月20日から 令和8年2月7日まで

測量の終了(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、五島市長から公共測量(基準点測量)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年10月24日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

	地	域	終了日
五島市籠淵町			令和7年10月1日

教育長公告

長崎県立学校教員採用特別選考試験の実施(公告)

教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第11条の規定により、令和8年度長崎県立学校教員採用特別選考試験を次のとおり実施する。

令和7年10月24日

長崎県教育委員会 教育長 前川 謙介

令和8年度長崎県立学校に勤務する教員を募集します。

1 選考校種・職、教科・科目、採用予定者数

校種・職	採用予定者数			
高等学校・教諭	24	国語(2)、理科[物理(1)、化学(1)]、英語(3)、農業(2)、 工業[電気(6)、建築(2)、土木(3)、工業化学(1)]、商業(3)		
特別支援学校・教諭	12	小学部(4)、中学部・高等部(8)		

2 出願資格

以下の【共通出願資格】を満たし、かつ【対象者別出願資格】のいずれかを満たす者 【共通出願資格】

以下の条件を全て満たす者

- (1) 昭和41年4月2日以降に生まれた者。
- (2) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者。
- (3) 令和8年4月1日以降の勤務が可能な者。
- (注1) 現在、長崎県の国公私立学校で正規教員として勤務している者又は、長崎県の国公私立学校で正規教員として の勤務が内定している者は出願できない。
- (注2) 令和8年度(令和7年度実施)長崎県公立学校教員採用選考試験(5~8月実施)を受験した者は出願できない。

【対象者別出願資格】

①現職正規教員

以下の条件を全て満たす者

- (1) 長崎県以外の国公私立学校で正規教員として勤務している者のうち、受験校種・教科・科目と同一の正規教職経験を令和8年3月31日までに3年以上有する者(休職、育休等の期間は除く)。
- (2) 志願する校種・職・教科の普通免許状を有する者。
 - ・特別支援学校教諭については、志願する部に対応する校種・教科の教諭普通免許状及び特別支援学校教諭普通免 許状の両方を有する者。

②長崎県正規教員退職者

以下の条件を全て満たす者

- (1) 長崎県の国公私立学校の正規教員として採用され、育児、介護等や諸般の事情(家族の転勤等による転居、転職等)を理由に退職した者のうち、受験校種・教科・科目と同一の教職経験を3年以上有する者(休職、育休等の期間は除く)。
- (2) 志願する校種・職・教科の普通免許状を有する者。
 - ・特別支援学校教諭については、志願する部に対応する校種・教科の教諭普通免許状及び特別支援学校教諭普通免 許状の両方を有する者。

③英語資格等保有者

CEFR B2相当(別表参照)の英語の語学力を有する者で、以下の「対又は(イ)のいずれかに該当する者。

- ⑦ 高等学校の英語教諭普通免許状を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者。
- (イ) 民間企業等において、正規採用として、日常的に英語を使用した業務に従事した勤務経験が令和2年4月1日以降、令和7年9月30日までに3年以上ある者。
- ※付に該当する者は、合格後、勤務した学校又は企業等からの推薦状を郵送にて提出すること。また、高等学校の英語 教諭普通免許状を有しない者は特別免許状の取得を前提とした出願となる。

【別表②】CEFR B2相当について

検定名称	実施団体	基準	備考
実用英語技能検定 英検S-CBT 英検CBT	日本英語検定協会	1級又は準1級合格者	英検IBAは不可
TOEIC Listening & Reading Test	国際ビジネスコミュニケーション協会	785点以上取得者	IPテストオンラインは不可
TOEFL iBT	国際教育交換協議会	72点以上取得者	
ケンブリッジ英語検定	日本ケンブリッジ英語検定機構	160点以上取得者	
GTEC	ベネッセコーポレーション	1190点以上取得者	アセスメント版は不可
IELTS	ブリティッシュ・カウンシル、 日本英語検定協会	5.5以上取得者	
TEAP	日本英語検定協会	309点以上取得者	
TEAP CBT	日本英語検定協会	600点以上取得者	

- ※採用試験に合格しても、出願資格を満たさないことが判明した場合や、令和8年3月31日までに必要な免許 状を取得できなかった場合は採用しない。また、合格基準に満たない場合は、募集人数内であっても不合格 になる場合がある。
- 3 出願期間 令和7年10月15日(水)~令和7年11月25日(火)※出願締切日必着、持参の場合は午後5時まで

4 出願手続

(1) 願書用紙の交付

令和7年10月15日(水)から長崎県教育庁高校教育課で交付する。

また、長崎県教育庁高校教育課のホームページからもダウンロードできる。

[URL] https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-koko/

郵送希望者は、返信用封筒〔角形2号、返信先を記入し、宛名は「様」付け、140円切手貼付〕を添えて下記へ申し込むこと。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班

(2) 提出書類

1	願書	写真(縦4cm、横3cm)を貼付すること。
2	免許状の写し等	○志願する校種・職・教科の普通免許状の写し、取得見込みの者は取得見込証明書 (該当者のみ)・特別支援学校教諭については、志願する部に対応する校種・教科の教諭普通免許 状及び特別支援学校教諭普通免許状・英語資格等保有者で特別免許状の取得を前提に出願する者は不要○英語資格等保有者で出願する者は、CEFR B2相当資格の証明書の写し
3	返信用封筒(長形3号)	返信先を記入し、宛名は「様」付け、320円分の郵便切手を貼付すること。 ※合否結果通知書送付用の封筒となるので、12月下旬に確実に受け取れる住所を記 入すること。
4	面接調査票	調査項目について記入し、願書等とともに提出すること。

5 願書等の提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班(長崎県庁行政棟7階) ※郵送の場合は、必ず簡易書留とすること。

6 選考試験

(1) 試験日時 令和7年11月30日(日) 午前9時30分~

※令和7年11月29日(土)に接続テストを実施

- (2) 試験内容 オンラインによる個人面接(教科に関する質問を含む)
- (3) 合格者発表 令和7年12月23日(火)午前10時頃、高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に合否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

7 その他

- ・受験番号及び面接の時間等については、11月27日(木)までにメールにて連絡いたします。
- ・書類が不備なものについては受け付けられませんので、注意してください。
- ・日本国籍を有しない方は、任用の期限を付さない常勤講師として任用します。
- ・不明な点は、長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班(TEL 095-894-3358)に尋ねてください。

雑報

公募型プロポーザルの実施(公告)

次のとおり、長崎県立大学「しまのフィールドワーク」運営事業業務の請負候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和7年10月24日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦

1 業務概要

- (1) 業務件名 長崎県立大学「しまのフィールドワーク」運営事業業務
- (2) 業務内容 「長崎県立大学「しまなびプログラム」における「しまのフィールドワーク」運営事業業務委託に係るプロポーザル実施要領」による。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 2 プロポーザルに参加する者の資格要件

期日までに参加申込書(様式A)及び関係書類を提出し、参加資格審査を受けて、プロポーザル参加資格を得ること。

- 3 プロポーザルに参加することができない者
 - (1) 「長崎県公立大学法人契約事務取扱規程」第3条の規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
 - (2) 「長崎県公立大学法人契約事務取扱規程」第2条第2項に定める資格を得ていない者
 - (3) この公告の日からプレゼンテーション実施日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者
 - (4) この公告の日からプレゼンテーション実施日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者
- 4 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及び公募型プロポーザル募集要項等の関係資料は、この公告の日から11に定める部署で配布するほか、次に示す長崎県立大学公式ホームページから入手することも可能である。

https://sun.ac.jp/tender/

5 参加申込みの方法等

プロポーザルに参加したい者は、参加申込書(様式A)及び関係書類を次により提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送(書留)とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 11に定める部署
- (3) 提出部数 1部

- (4) 提出期間 この公告の日から令和7年11月7日(金)17:00まで(大学の休日を除く。)の9:00から 17:00の間(郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。)
- (5) その他

提出書類には競争入札参加資格に係る書類も必要であることから、競争入札参加資格申請に係る問い合わせは以下に照会のこと。

(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1

(名称)長崎県公立大学法人 総務課財務グループ

(電話) 0956-47-2191

6 参加者の資格審査

参加申込者から提出のあった参加申込書及び関係書類を審査し、審査結果を令和7年11月14日(金)までに申請者へ通知する。

7 企画提案書の提出方法等

別添の実施要項により、企画提案書及び関係書類を次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送(書留)とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 11に定める部署
- (3) 提出部数 紙資料10部 (原本1部、コピー9部)、PDFデータ1部※PDFデータはデータを記録したCD-ROM等を1枚提出のこと。
- (4) 提出期間 この公告の日から令和7年11月28日(金) 17:00まで(大学の休日を除く。)の9:00から17:00の間(郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。)
- 8 企画提案書の審査

提出された企画提案書及び関係書類について、「長崎県立大学しまのフィールドワーク運営業務選定審査委員会」による審査を行い、請負候補者と次点者を選定する。

(プレゼンテーション実施日) 令和7年12月9日(火)

9 契約の締結

「長崎県公立大学法人会計規則」の規定により、請負候補者と「長崎県立大学「しまのフィールドワーク」 運営事業業務」についての契約締結の交渉(見積執行)を行う。なお、当該候補者との契約が成立しない場合 には、次点者と契約締結の交渉を行う。

10 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、「長崎県公立大学法人契約事務取扱規程」第31条の各号のいずれかに該当する場合は全部又は一部の納付を免除する。また、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 契約日の前日から前々年度までの間において、今回と同規模程度の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

- 11 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等
 - (住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地
 - (名称) 長崎県立大学 学生支援課 教務グループ

(電話) 0956-47-5706

- 12 その他
 - (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
 - (2) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。辞退することによって、今後の参加団体との契約等について不利益な取扱をするものではない。
 - (3) 仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとする。

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

直通(八九五)二一一四電話代表(八二四)一一一

印刷人 电影市樺島町八番十二号 株式会社

株式会社クイックプリント